



みんなで育てよう!

市民基本条例

平成24年4月1日からスタートした対馬市市民基本条例。広報つしま4月号でも特集させていただきましたが、市民の皆様により理解され、活用しながら育てていく条例にしていきたいと思っております。そこで、今月号から条例の内容をQ&Aで紹介していきます。初回の今月は、「市民」に関する内容を紹介します。

Q.1 市民とは、どこまでが市民ですか？

市民とは、対馬市内に住んでいる人や働いている人、市内にある会社やいろんな活動をする団体などのことで、まちづくりに関係する人や組織を全て「市民」としています。

みんなの対馬
みんなで創ろう!



Q.2 市民が持っている権利は、何ですか？（第6条）

市民が持っている権利は、主に次の3つです。

①まちづくり（市政）に参加する権利

まちづくりの重要な計画や取り組みに対して、市民として意見を述べたり、あるいは行政（市役所）に対してまちづくりに関する取り組みなどを提案することなどができます。

（例：パブリックコメント手続、審議会等への参画、かたらんね市長室、住民投票実施の請求など）

②まちづくり（市政）に関する情報を知る権利

まちづくりについて考えたり、行動したりしていくためには、いろいろな情報が必要となります。この権利では、行政（市役所）や議会などから必要な情報を得る（知る）ことができます。

③行政サービスを受ける権利

市民の状況に応じていろいろな行政サービスが受けられます。

ただし、全ての市民が全てのサービスを受けられる訳ではありません。

住民のみが受けられるサービスや受給対象者が決まっているサービスなどがあります。



Q.3 市民には、どのような責務（責任）と役割があるのですか？（第7条）

主に市民の皆様には、次の3つの責務と役割を担ってください。

- ①まちづくりの主体として、自らの発言と行動に責任を持ってください。

（無責任な発言や行動を慎しみ、1人ひとりがまちづくりの主役として取り組むことが大事です。）

- ②まちづくりへ積極的に参加し、自らまちづくりに取り組んでください。

（いろんな地域イベントや活動に参加し、市民みんなでまちづくりを進めましょう。）

- ③行政サービスを受けるにあたって、応分の負担を負ってください。

（「負担」とは、行政サービスを受けるにあたっての納税等や施設の使用料、各種手数料などの金銭的な負担だけでなく、清掃活動や防犯パトロールなどの地域活動も負担としています。）

○来月号は、議会・行政等の責務や役割などを紹介します。